

財関第414号  
平成16年4月19日

(各) 税関長 殿  
沖縄地区税関長 殿

関税局長 木村幸俊

### 関税法基本通達等の一部改正について

住民基本台帳ネットワークが平成16年4月20日より稼動することに伴い、関税法基本通達等の一部を下記のとおり改正し、平成16年4月20日から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

なお、改正前の税関様式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用させることとして差し支えない。

#### 記

第1 関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）の一部を次のように改正する。

24-5の(2)の中「税關において、」を「税關において」に改め、同項の(2)のイ中「又は抄本」を「若しくは抄本又は住民票の写し」に改め、同項の(2)に次のように加える。

当該一括申請をしようとする者が、上記イの書類の添付に代えて、住民基本台帳ネットワークを利用して行う税關職員による本人確認を希望する場合においては、「指定地外交通・船陸交通・本邦と外国との間を往来する船舶又は航空機と沿海通航船等との交通許可申請書」に代え、「住民基本台帳ネットワークを利用して行う税關職員による本人確認を希望する場合における船陸交通許可申請書」(C-2215)を提出させることとする。

第2 税關関係様式通達（平成47年3月1日蔵関第107号）の一部を次のように改正する。

- 1 . 税関様式 C 第2210号の次に別紙のように加える。
- 2 . 記載要領及び留意事項の一部を次のように改正する。  
船（機）用燃料油振替積込承認申請書（C - 2170）の次に次のように加える。  
住民基本台帳ネットワークを利用して行う税関職員による本人確認  
を希望する場合における船陸交通許可申請書（C - 2215）

住民基本台帳ネットワークによる本人確認情報の検索方法については、「氏名、住所、生年月日及び性別」又は「住民票コード」のいずれかを選択し記載する。